

(1)介護保険の住宅改修について

要介護、要支援の認定を受けている方が、介護保険の対象となる住宅改修工事を行った際に費用の一部を支給する、介護保険のサービスの一つです。

住宅改修費を支給するためには工事前に申請を行い承認されることが必要です。

注意!!

申請・承認なく行った工事は支給対象となりませんのでご注意ください。

(2)住宅改修の対象

<対象者>

工事完了時点で要介護(1～5)・要支援(1・2)いずれかの認定を受けている方が対象です。

<対象工事>

- ①廊下、階段、浴室などへの手すりの取付け
- ②滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- ③段差の解消
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥上記改修に伴って必要となる改修(付帯)工事

上記以外の工事は、介護保険の住宅改修対象となりません。

(例:洗面台の位置の移動、シンクの高さの変更など)



<注意点>

- ・介護保険を利用した住宅改修は、リフォームではありません。
被保険者の自立を支援し、日常生活を助けるためのものです。
老朽化したことによる補修や修繕、習慣や趣味嗜好、生きがいなど、生活を充実させるためのもの、見栄えをよくするためのものは介護保険での住宅改修の対象にはなりません。
- ・建て替えの補助などはできません。
- ・工事できるのは、被保険者が実際に住んでいる住民票のあるところです。
実際に住んでいない家や、住んでいるが住民票は違う住所にある場合は対象になりません。
- ・被保険者が使わない部分の工事はできません。
- ・入院(入所)中でも、退院(退所)が決まっている場合であれば申請は可能です。
ただし、退院・退所しなかった場合など、被保険者が工事部分を使用しなかった場合は、工事が完了していても支給対象になりません。

(3)工事業者について

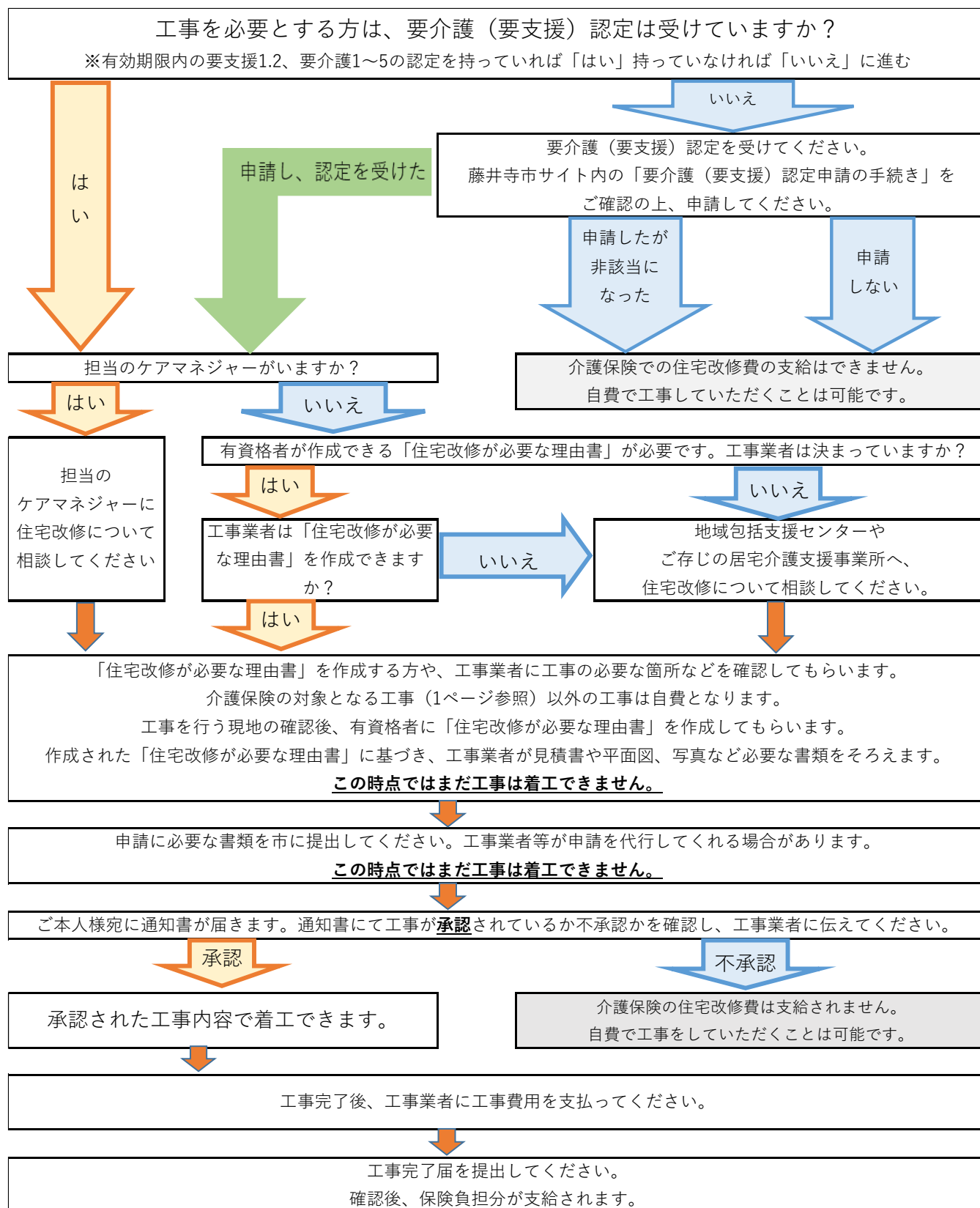
藤井寺市では業者の指定制度などはありません。自由に工事業者をお選びください。

工事業者の紹介などはできませんのでご了承ください。

(4)住宅改修の流れ

住宅改修を行うにあたり必ず事前申請と承認を受ける必要があります。

以下の工事完了までの流れをご確認ください。



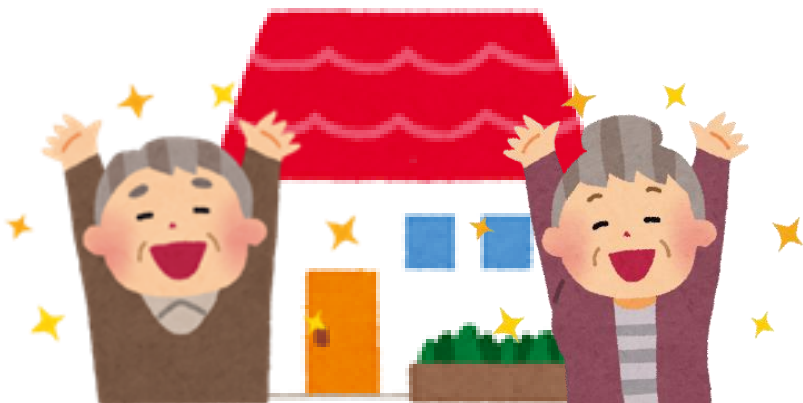
(5)必要な書類

<工事前申請>

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等の有資格者が作成)
- ・平面図 (工事業者が作成)
- ・工事前の写真 (工事業者が作成)
- ・見積書、内訳書 (工事業者が作成)
- ・住宅改修承諾書(ご本人様、ご本人様と同居のご親族以外の方が所有する住宅を改修する場合必要)
- ・代理権授与通知書(償還払いでご本人様以外の口座に振り込みを希望する場合)

<工事完了後申請>

- ・工事完了届
- ・工事後の写真 (工事業者が作成)
- ・請求書・内訳書・領収書 (工事業者が作成)
- ・受領委任払い届出書(受領委任払いの際に必要)



(6)費用について

- ・被保険者 1 人につき **20 万円** が上限額となります。
 - ・上限額までであれば、複数回に分けて工事を行うことができます。
 - ・上限額を越えた費用については全額自己負担となります。
 - ・使い切れれば基本的に再支給はありません。
 - ・転居や介護の程度が大きく変更になるなど、条件に当てはまれば再度 20 万円までの工事ができる場合があります。
- この場合、住宅改修の未使用額に 20 万円が増額されるわけではなく、再度 20 万円の上限となります。
- ・負担割合に応じて、住宅改修費の負担金は変わります。負担割合証と介護保険被保険者証(給付制限の有無が書かれています)を確認し、ご自身の負担割合を確認してください。

<例>

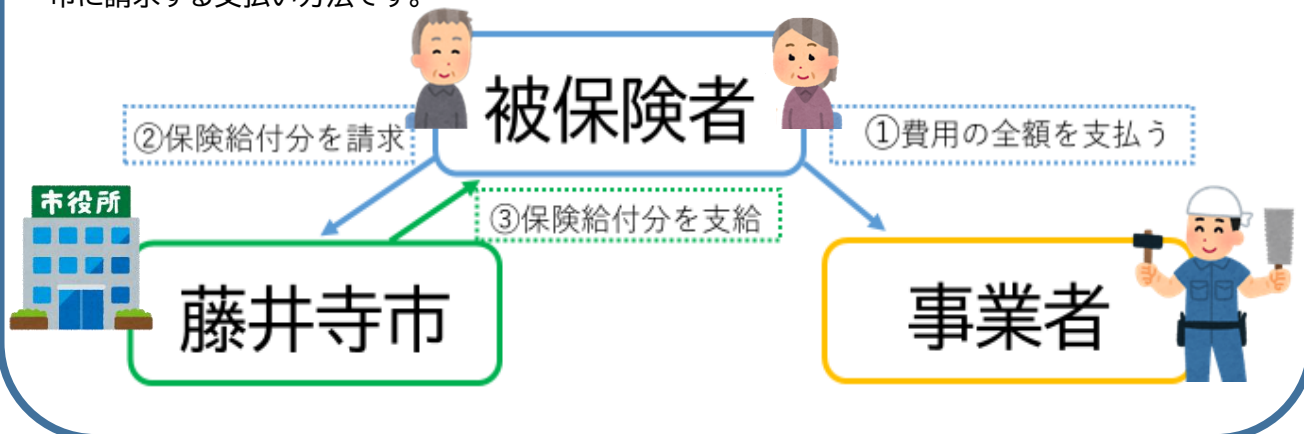
	本人負担額	保険給付額
1 割負担の方が 20 万円の工事をした場合	2 万円	18 万円
1 割負担の方が 25 万円の工事をした場合	2 万円 + 5 万円(上限を超えた金額) = 7 万円	18 万円

(7)費用の支払い方法について

・支払い方法は「**償還払い**」と「**受領委任払い**」の2つの方法があります。

<償還払い>

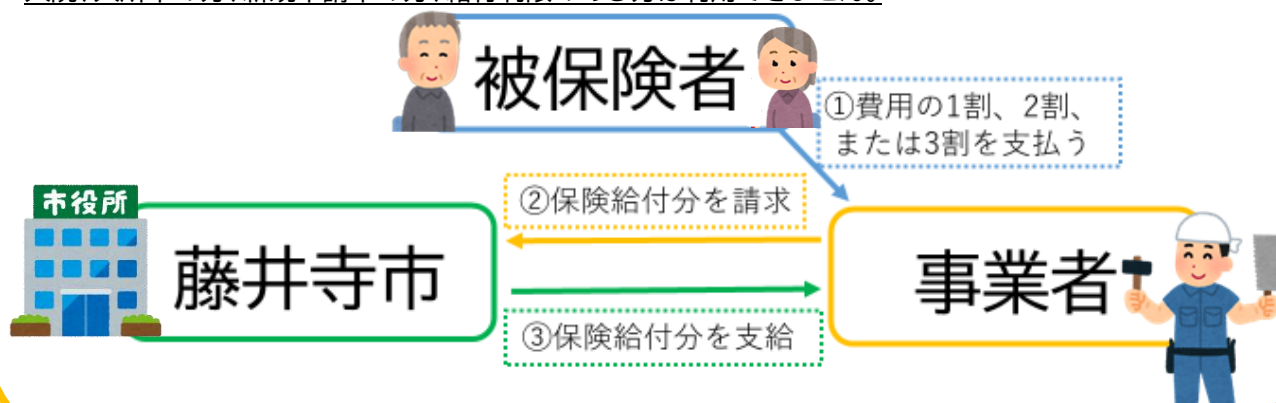
工事完了後、被保険者が事業者に対し費用の全額を支払い、その後被保険者が介護保険給付分を市に請求する支払い方法です。



<受領委任払い>

工事完了後、被保険者が事業者に対し負担割合に応じた費用を支払い、その後事業者が被保険者に代わり介護保険給付分を市に請求する支払い方法です。

入院、入所中の方、新規申請中の方、給付制限のある方は利用できません。



<例>

1割負担の方が20万円の工事をした場合

	償 還 払 い	受領委任払い
①	利用者が 20万円 を工事業者に支払います	利用者が 2万円 を工事業者に支払います
②	保険給付分の支給申請をします	保険給付分の支給申請をします
③	市が18万円を 本人 に支払います	市が18万円を 事業者 に支払います

<注意>

・**入院、入所中**の方、**新規申請中**の方、**給付制限**のある方は**償還払いのみ**となります。

住宅改修Q&A

Q 住宅改修を行いたいのですが、どうしていいかわかりません。

A 担当のケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談してください。
2 ページのフローチャートを参考にしてください。

Q 急いでいるので早く工事をしてほしい。工事後に申請してもいいですか。

A 住宅改修費の支給には、**事前に申請し承認**を受ける必要があります。
事前に申請し、承認を受けていない場合、住宅改修費の支給はできません。

Q 住宅改修費を上限の 20 万円まで使い切ったが、他に工事の補助はありますか。

A 介護保険制度では住宅改修費の支給以外にはありません。
介護の必要の程度（要介護認定区分ではありません）が 3 段階以上あがった場合や転居した場合に、再度上限の 20 万円まで支給できることがあります。

最初に工事をした時の要介護認定区分	3段階上がった要介護認定区分
要支援 1	要介護 3・4・5
要支援 2、要介護 1	要介護 4・5
要介護 2	要介護 5

Q 一時的に子供の家に住んでいて住民票は異動していません。住宅改修費の支給はできますか。

A 支給できません。
工事が可能なのは「**現に住んでいる住所地**」です。この場合、現に住んでいても住所地ではないため、支給対象とはなりません。
逆に、住民票をおいているが住んでいない場合も対象となりません。

Q 賃貸住宅の工事はできますか。

A 住宅所有者の同意があれば対象となります。
ただし、**原状回復の費用は支給対象とはなりません。**

Q 工事中に工事内容を変更したくなりました。どうすればいいですか。

A 承認されている工事は、事前に申請いただいた工事のみとなります。
工事の**追加**については、再度事前申請を行い、承認をうけてから着工してください。
変更の場合は工事着工前に市に相談してください。
申請・承認なく工事した場合は支給対象にはなりません。

Q 家が古くなったので屋根の補修をしたい。介護保険で工事できますか。

A 介護保険の対象となる工事は決まっています。1 ページを参考にしてください。
「屋根」も「補修」も該当しないので対象となりません。

Q これから新築する家に手すりを付けたい。介護保険で工事できますか。

A 対象になりません。現在の家屋状況で手すりが必要な場合が対象となります。
建て替えや増築も同様です。

